

令和4年9月16日

(省 略) 様

大和市監査委員 佐藤 光徳

大和市職員措置請求について (通知)

令和4年8月24日付けの大和市職員措置請求については、下記の理由により却下することとしたので通知します。

記

本件請求の趣旨は、YAMATO 文化森の建築に際し、市が保留床を取得するため大和駅東側第4地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）と保留床譲渡契約を締結したが、工事請負変更契約に伴い、平成27年11月13日付けで締結した保留床譲渡変更契約に基づき市が再開発組合に支払った保留床建物負担金（増額分）が違法・不当であるとして、市長に対し、市職員等を相手方として損害賠償請求権を行使して、市の被った損害を補てんすることを求めるものである。

この請求の内容については、平成28年11月11日付けで同請求人から提出された住民監査請求と同じ趣旨でなされたものであると認められ、改めて本件請求につき監査を行う必要性がないと判断した。

また、請求人は、「違法な財務会計行為となる最終回の納付（支出）が平成28年8月26日に完了するところ、請求の趣旨とは、損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の不行使、換言すれば財産の管理を怠る事実であることから、（中略）地方自治法（以下「法」という。）第242条2項に規定する監査請求期間の制限は及ばない」と主張している。

しかしながら、特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法・無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、同怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該財務会計上の行為のあった日を基準として法第242条第2項の監査請求期間の制限が適用されると解するのが相当である（最高裁昭和62年2月20日判決）とされ、本件請求においては、違法とする財務会計上の行為は上記保留床譲渡変更契約であって、その締結日は平成27年11月13日であるから、監査請求期間を徒過している。

以上のことから、本件請求は法第242条に規定する住民監査請求としての要件を満たしていない不適法なものであると判断した。